

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 費用弁償に関する規則

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 22 年 10 月 01 日 改正

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）定款第 30 条第 3 項の規定に基づき、役員、正会員又は委員が、この法人の業務に従事した場合の費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 この規則の適用の対象となる業務とは、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 役員、正会員又は委員が、あらかじめ理事会において必要と認められた業務に参加すること。
- (2) その他役員、正会員又は委員が、代表理事（会長）が特に費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、原則として費用弁償の対象としない。

- (1) 正会員又は役員が社員総会に出席する場合
- (2) 役員が理事会に出席する場合
- (3) 委員が委員会に出席する場合
- (4) その他あらかじめ費用弁償の対象としない旨告知された事業に参加する場合

(範囲)

第 3 条 この規則によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、次の各号に定めるものに限る。

- (1) 業務に従事するために要する交通費（以下「交通費」という。）の実費
- (2) 業務に従事するために要する宿泊費（以下「宿泊費」という。）
- (3) その他の経費で、代表理事（会長）が特に必要と認めたもの

(交通費)

第 4 条 交通費は、業務に参加するために順路によって要する船賃、鉄道運賃、バス運賃、航空運賃の往復料金とする。

2 前項の鉄道運賃は、普通料金に特別料金（座席指定料金、急行料金、特急料金等）を加えた額とする。

3 やむを得ない事情によりタクシーを利用した場合は、タクシー利用料金を加算する。

(宿泊費)

第 5 条 宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 複数日にわたって業務に従事するために宿泊の必要がある場合
- (2) 前号以外で、代表理事（会長）が特に必要と認めた場合

2 支給額は、宿泊に要した実費とし、1 泊あたり 10,000 円を上限とする。ただし、あらかじめ主催者等から宿泊場所・宿泊費を指定された場合は、それに従うものとする。

(費用弁償の方法)

第 6 条 費用弁償の方法は、事後の精算払いとする。

(費用の請求)

第 7 条 費用の弁償を受けようとする者は、別紙の「費用請求書」を事務局に提出しなけ

ればならない。

(改廃)

第 8 条 この規則の改廃は、理事会の議を経て社員総会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

(補則)

第 9 条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事（会長）が別に定める。

附則

この規則は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日（平成 22 年 4 月 1 日）から施行する。

附則

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(別紙)

費用請求書

平成 年 月 日

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム
 代表理事（会長） ○○○○ 殿

請求者
 住 所：○○○○○○○○○○○○○○○○
 氏 名：○○○○ ㊟

私は、依頼業務のために掛かった費用を立て替えているので請求します。

業務目的	
------	--

日帰り出張 宿泊出張

交通費

月 日	行 程（鉄道・バス・航空機等）	金額

タクシー利用のときは「領収書」、航空機利用のときは「領収書」「搭乗券半券」を添付。

宿泊費

月 日	宿 泊 先	金額

「領収書」を添付。クレジットカード払いのときは「領収書」「クレジットカード売上票」
 「信販会社クレジットカード利用明細書写」「預金通帳引き落とし写」を添付。

その他の費用

月 日	項 目	金額